

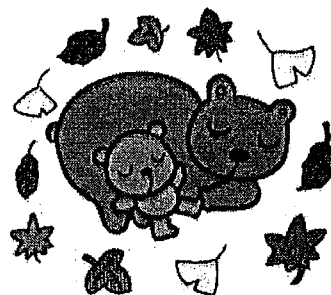
西部地域包括支援センター 愛全園

## センターだより

2017年11月号  
平成29年11月1日

発行 昭島市西部  
地域包括支援センター愛全園  
昭島市田中町2-25-3  
☎ 513-7651

秋も深まり、朝晩の冷え込みが感じられます。  
感染症（インフルエンザ・ノロウイルス）が流行る季節でも  
ありますので、外出から帰宅したら石鹸でしっかり手を洗い  
ましょう。



### 徘徊模擬訓練を行います！

認知症の方が、徘徊しても安心して住み続けられるまちづくり  
を目指し、認知症の方が徘徊した場合を想定した徘徊者への対応  
の仕方を学ぶ模擬訓練を実施します。

日 時 平成29年11月23日（祝）  
午前10時～午後0時30分

場 所 昭和郷複合施設 地域交流室さくらホール  
及び昭和郷複合施設周辺地域  
（集合場所 昭和郷複合施設  
1階 地域交流室さくらホール）  
住所 中神町1260番地

対 象 昭島市在住 もしくは在勤・在学の方

募集人数 60人（申し込み順）

申 込 み 昭島市保健福祉部介護福祉課  
高齢サービス係 ☎ 042-544-5111  
内線 2172



## 消費者被害を防ぎましょう！

昭島市より高齢者の注意情報がとどきましたのでご紹介いたします。

◎電気通信サービスの契約トラブルは、早目の相談で解決できることがあります！

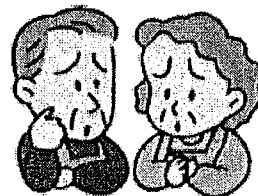
インターネット接続サービス等の契約に関する相談が後を絶ちません。

\*インターネット回線トラブルとは・・・

契約変更で安くなるはずが、むしろ高額になった。

【対策】 契約内容（支払方法や解約条件）やサービス（初心者サポート）をしっかりと確認しましょう。

【見守りポイント】 見慣れない通信機器が増えている。



電気通信事業法改正により、こうした電気通信サービスは基本として契約書面の受領日を初日とする8日間が経過するまでは、利用者都合により契約を解除できます（初期契約解除制度）。

また、主要な携帯電話サービスについては、8日間以内に申し出て、電波の状況が不十分と判明した場合や契約前の説明等の状況が基準に達しなかったことが分かった場合に、端末も含めて解除できます（確認措置）。

8日間を過ぎてしまうと、これらの制度を利用することができなくなってしまうことから、トラブルが起きたときには、迷わず消費生活センターにご相談ください。

悪質商法被害から高齢者を守るためには、周りの方々や地域に皆さんの見守りや声かけが大切です。

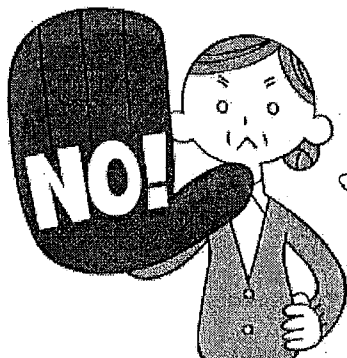
高齢者の方も「おかしいな？」と思ったら身近な人に相談しましょう。

※悪質商法の手口を知って、だまされない！迷ったり、困ったりしたらまず電話を！  
～ひとりで悩まず、ご相談下さい～

『昭島市消費生活センター』 ☎042-544-9399

相談時間 平日午前9時～正午、午後1時～4時

（土日・祝日・年末年始はお休みです。）



相談してだまされない！  
みんなで見守り  
悪質商法を STOP!